

## 都型学童クラブ事業補助に関するQ&A

### 【開所時間について】

Q1 開所時間は、午後7時を超える必要があるか？

A1 午後7時以降としているので、午後7時も含まれる。

Q2 あまり夜遅くまで開所するのは、児童の健全育成上の観点から望ましくないのではないか？

A2 都として開所時間に制限は設定せず、各区市町村において、児童の健全育成上の観点などを踏まえつつ、地域の実情に応じて定めていただきたい。

Q3 利用児童の有無に関わらず、土曜日は開所しなければならないのか？

A3 実施要綱に規定するとおり、原則として、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く毎日開所すること。ただし、例外として、開所日の前日までに利用希望児童がいないことが明らかである場合はこの限りでない。なお、この場合は、急な利用申込みに対応できる体制が確保できていること。

Q4 例えば、平日の午後5時以降や土曜日は、複数の学童クラブの児童を他の施設に集めて実施することとした場合、補助対象となるか？

A4 二重保育となってしまうため、認められない。児童の安全確保を徹底するためにも、同一の場所で実施することとした場合に限り、補助対象とする。

### 【登録児童について】

Q5 登録児童数について、年平均登録児童数ではなく各月初日の登録児童数により補助要件を規定しているのはなぜか？

A5 年平均登録児童数を用いた場合、登録児童数の動きによっては71人以上となる月もあり得、指導員2人の配置基準では不十分となる事態も予想されることによる。また、面積基準においても、同様である。

児童の安全確保のためにも、各月初日の登録児童数で補助要件の適合状況を確認する。

Q6 夏休み中は登録児童数が増える傾向にあるが、1か月でも登録児童数が71人を超えると対象とならないのか？

A6 A5と同様の考え方により、補助対象とならない。

Q7 各月初日の登録児童数について、要件を満たしている期間のみを対象とできないか？

A7 事業の継続性を踏まえ、年間を通して実施することを要件としているため、補助対象とならない。

Q8 本年度は、既に71人以上の登録児童数で運営しているが、6月以降は70人以下となっている。6月から補助を受けることは、可能か？

A8 新たに事業を開始した月以降を補助対象とできる。ただし、この場合、年度末まで引き続き事業を実施することが要件となる。

Q9 小学校高学年の児童も登録しているが補助対象となるか？

A9 国の放課後児童クラブガイドラインの対象児童と同様に、都型学童クラブを利用するために登録している、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年から3年に就学している児童であり、その他の健全育成上指導を要する①小学校4年生以上の児童、②特別支援学校の小学部の児童も加えることができる。

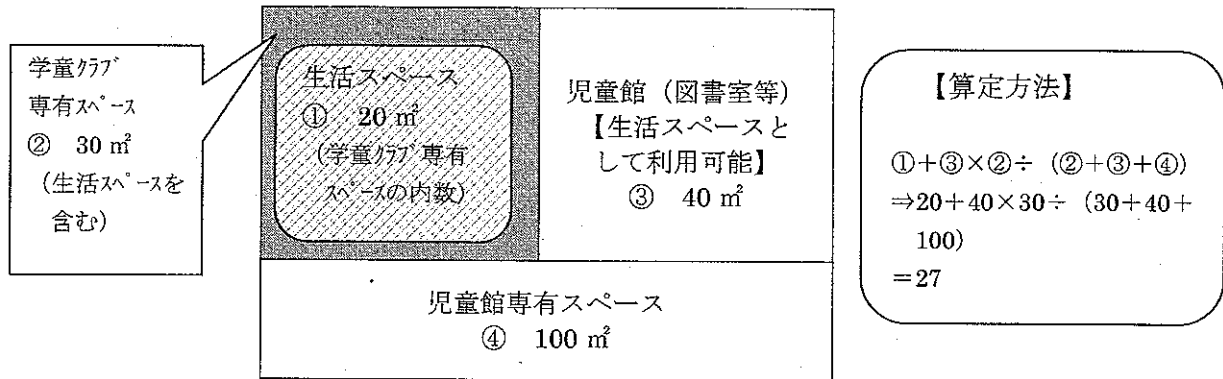
## 【面積要件について】

Q10 生活スペースとは、具体的にどのような部屋を指すのか？

A10 都型学童クラブ事業を実施する建物内で児童が遊び、活動し、静養したりするスペースである。ただし、廊下や台所・便所などは除くこと。

また、学童クラブが専有するスペースに加え、同一建物内の施設で、居室とみなすことができ、現に登録児童が生活するスペースとして利用することが可能なものであれば、各施設の専有面積の比率に基づき算定することができることとしている。ただし、屋内遊戯場（体育館）や屋外遊戯場（校庭）は含まない。

【例】



Q11 ロッカー等の面積は有効面積に含めてよいのか？

A11 ロッカー等が占有するスペースは、有効面積には含まれない。

## 【職員配置について】

Q12 職員配置は、どのように行えばよいのか？

A12 別紙「都型学童クラブの職員体制の要件」参照

Q13 常勤職員の定義は何か？

A13 都型学童クラブにおける責任者としての配置である。原則として、1年以上引き続き雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が週30時間以上であり、就業規則の直接適用がある職員（派遣職員は含まない。）を想定している。

## 【その他】

Q14 要件に「児童の安全確保に特段の配慮を行うこと」とあるが、具体的にどういうことか？

A14 開所時間が延長されることから、帰宅時は必ず保護者に児童を引き渡す等、来所・帰宅時の安全確保に、特に配慮が必要と考える。

Q15 公設民営の場合、指定管理者制度によらず業務委託による場合は、対象となるか？

A15 対象となる。

Q16 民間事業者が送迎サービス等の自主事業を行うことは可能か？

A16 自主事業については制限しないが、事業者がその契約内容を書面で利用者に交付することを指導する等、紛争の発生を未然に防止するよう区市町村は努める必要があると考える。

Q17 どのような経費が対象経費として認められるのか？

A17 都型学童クラブ事業の実施に要する経費であり、例えば、午後7時以降まで開所するに当たり必要な光熱水費、児童1人当たりの有効面積を確保するために必要な賃借料、資格を有する常勤職員等を確保するのに必要な経費などが考えられる。

Q18 今後のスケジュールはどのようになるのか？

A18 要綱通知（6月）⇒協議（10月）⇒内示（11月）⇒交付申請書提出（12月）  
⇒交付決定・補助金支出（3月）⇒精算書・実績報告提出（翌年度4月）⇒確定・返還

都型学童クラブの職員体制の要件

【土曜日の例】

午前8時	有資格者(常勤)1人	午後5時	有資格者(非常勤)1人	午後7時
	無資格者(非常勤)1人		無資格者(非常勤)1人	

○ 常時、有資格者が配置されているため○

午前8時	有資格者(常勤)1人	午後5時	無資格者(非常勤)1人	午後7時
	無資格者(非常勤)1人		無資格者(非常勤)1人	

× 有資格者が配置されていない時間帯があるため×

午前8時	有資格者(非常勤)1人	午後5時	有資格者(非常勤)1人	午後7時
	無資格者(非常勤)1人		無資格者(非常勤)1人	

○ 有資格者(常勤)は配置されているが休曜日。有資格者は常時配置されているため○

午前8時	有資格者(非常勤)1人	午後5時	有資格者(非常勤)1人	午後7時
	無資格者(非常勤)1人		無資格者(非常勤)1人	

× 有資格者は常時配置されているが、常勤職員(有資格者)が採用されていないため×

午前8時	無資格者(常勤)1人	午後5時	有資格者(非常勤)1人	午後7時
	有資格者(非常勤)		有資格者(非常勤)1人	

× 有資格者は常時配置されているが、常勤職員(有資格者)が採用されていないため×

※常勤職員(有資格者)は採用していない